



留意事項

産業医科大学 立石 清一郎

治療と仕事の両立支援を行うに当たっての **留意事項**（ガイドライン3ページ）

- ① **安全と健康の確保（安全配慮）**
- ② **労働者本人による取組（自己保健義務）**
- ③ **労働者本人の申出**
- ④ **治療と仕事の両立支援の特徴を踏まえた対応**
- ⑤ **個別事例の特性に応じた配慮**



Reasonable accommodation

- ⑥ 対象者、対応方法の明確化
- ⑦ 個人情報情報の保護
- ⑧ 両立支援にかかわる関係者間の連携の重要性

1. 安全と健康の確保

治療と仕事の両立支援に際しては、就労によって、**「疾病の増悪、再発」や「労働災害」が生じない**よう、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行うことが就業の前提となる。従って、仕事の繁忙等を理由に必要な就業上の措置や配慮を行わないことがあってはならないこと。

関連パート 2.2 安全配慮義務

2. 労働者本人による取組

治療と仕事の両立に当たっては、疾病を抱える**労働者本人が**、主治医の指示等に基づき、治療を受けること、服薬すること、適切な生活習慣を守ること等、**治療や疾病の増悪防止について適切に取り組むこと**が重要であること。

3.労働者本人の申出

治療と仕事の両立支援は、私傷病である疾病に関わるものであることから、**労働者本人から支援を求める申出がなされたことを端緒に取り組む**ことが基本となること。なお、本人からの申出が円滑に行われるよう、事業場内ルールの作成と周知、労働者や管理職等に対する研修による意識啓発、相談窓口や情報の取扱方法の明確化など、申出が行いやすい環境を整備することも重要であること。

4.治療と仕事の両立支援の特徴を踏まえた対応

治療と仕事の両立支援の対象者は、入院や通院、療養のための時間の確保等が必要になるだけでなく、疾病の症状や治療の副作用、障害等によって、**労働者自身の業務遂行能力が一時的に低下する**場合などがある。このため、育児や介護と仕事の両立支援と異なり、時間的制約に対する配慮だけでなく、**労働者本人の健康状態や業務遂行能力も踏まえた就業上の措置※**等が必要となること。

※就業上の措置とは、事業者が労働者の健康状態にあった勤務上の処遇を行うことです。

5.個別事例の特性に応じた配慮

症状や治療方法などは個人ごとに大きく異なるため、**個人ごと**に取るべき対応やその時期等は異なるものであり、個別事例の特性に応じた配慮が必要であること。

6. 対象者、対応方法の明確化

事業場の状況に応じて、事業場内ルールを労使の理解を得て制定するなど、治療と仕事の両立支援の対象者、対応方法等を明確にしておくことが必要であること。

7. 個人情報情報の保護

治療と仕事の両立支援を行うためには、症状、治療の状況等の疾病に関する情報が必要となるが、これらの情報は機微な個人情報であることから、労働安全衛生法に基づく健康診断において把握した場合を除いては、事業者が本人の同意なく取得してはならないこと。

また、健康診断又は本人からの申出により事業者が把握した健康情報については、取り扱う者の範囲や第三者への漏洩の防止も含めた適切な情報管理体制の整備が必要であること。

3つのキーワード：同意、目的、範囲

8. 両立支援にかかわる関係者間の連携の重要性

治療と仕事の両立支援を行うに当たっては、労働者本人以外にも、以下の関係者が**必要に応じて連携する**ことで、労働者本人の症状や業務内容に応じた、より適切な両立支援の実施が可能となること。

- ① 事業場の関係者（事業者、人事労務担当者、上司・同僚等、労働組合、産業医、保健師、看護師等の産業保健スタッフ等）
- ② 医療機関関係者（医師（主治医）、看護師、医療ソーシャルワーカー等）
- ③ 地域で事業者や労働者を支援する関係機関・関係者（産業保健総合支援センター、労災病院に併設する治療就労両立支援センター、保健所（保健師）、社会保険労務士等）



このコンテンツは、厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）

「医療機関における治療と仕事の両立支援の推進に資する研究（20J A 0601）」

研究代表者 産業医科大学 立石清一郎 により作成されました。